

空き家／空き店舗を提供したい／探している方へ・・・

# 空き家情報バンク



空き家情報バンクにて空き家を売りたい・貸したい方と、空き家を買いたい・借りたい方とのマッチングを行います。

対象となるもの	現に使用していない（使用しなくなる）町内に存在する居住用または事業用の建物及びその敷地。 ※賃貸、分譲を目的とする共同住宅の建物は除きます。
空き家を提供したい方	「空き家バンク登録申込書」及び「下諏訪町空き家バンク登録カード」を提出してください。 ・申込のあった物件を空き家情報バンクに登録し、町HPや町広報誌にて周知させていただきます。 ・物件に登録できるのは、所有者等の売買・賃貸の権利を有する方です。
登録できる物件	① 居住用の建物（一戸建ての普通住宅や併用住宅） ② 事業用の建物（店舗、工場など） ③ ①②の敷地
登録できない物件	・アパート ・マンション ・土地のみ
注意事項	・登録期間は2年間です。改めて登録を行うことで再登録も可能です。 ・物件の契約交渉に関わる全ての事項は、物件所有者と利用希望者の二者間または不動産業者の仲介で行っていただきます。 <b>町では、物件の売買・賃借に関する交渉、契約手続、契約後のトラブルに関しての仲介行為は行っておりませんので、ご承知おきください。</b> ※契約トラブルを防止するため、不動産業者のご利用を推奨しています。

下諏訪町空き家情報バンク

<https://kuguruto-shimosuwa.com/akiya/>

（下諏訪町移住ポータルサイト「くぐると下諏訪」内）



空き家の片づけを行った方へ・・・

# 空き家等家財道具処分補助金

空き家情報バンク利用促進を図るため、また空き家の流通をスムーズに行うため、町内事業者を利用した、空き家等の片づけに対し、経費の一部を補助します。



<b>対象者</b>		空き家情報バンクを利用した方 ① 空き家情報バンクに登録した所有者 ② 空き家情報バンクの物件を購入した方 ③ 空き家情報バンクの物件を借りた方
<b>対象経費</b>		・町内に事業所を置く一般廃棄物処理業者 ・町内に事業所を置く産業廃棄物処理業者 のいずれかを利用した際の経費 (空き家の家財道具等処分及び運搬に係る経費)
<b>補助金額</b>	<b>補助率</b>	1/2 (1,000円未満切り捨て)
	<b>限度額</b>	20万円
<b>必要書類</b>		・納税証明書 ・支払額を証明するもの(領収書や振込み明細書) ・家財道具等処分前後の様子が比較できる写真 ・賃借人の申請の場合は所有者の同意書
<b>一般廃棄物処理業者</b>		株式会社クリーンウェイト 【電話：0266-28-7328】 天竜商事有限会社 【電話：0266-28-1522】 株式会社津村商事 【電話：0266-27-6208】 株式会社六協 【電話：0266-28-6000】
<b>産業廃棄物処理業者</b>		一覧はQRコードからご確認ください。 (長野県HPに飛びます) 
<b>備考</b>		・この補助金利用後、空き家情報バンク登録から2年以内に成約以外で登録を取り消された場合は補助金を返還いただきます。 ・国及び県等で同様の補助金を利用している場合は対象外です。 ・空き家情報バンク登録につき1回の利用ができます。 ・事業完了日から <b>60日以内</b> に申請してください。